

会 議 録

会議の名称	養父市公営企業審議会（第5回）
開催日時	令和5年3月23日（木） 午後2時00分～4時55分
開催場所	養父公民館A研修室
委員	9名（うち1名Web出席）
事務局	まち整備部：圓山部長、柳川次長、橋本次長 建設課：大下副課長 上下水道課：中島課長、小田垣主幹、奥山主幹、中村主事

1 開会

2 会長あいさつ

前は皆様のご協力をいただき方向性を決めることができました、私としてはほっとしております。本日はこの中間報告の内容を皆様に確認していただき、それを踏まえて今後の料金改定の内容を審議していきます。議事進行のご協力をよろしくお願いいたします。

3 議事

1. 中間報告の取りまとめについて

(委員) 3月2日に経過報告を市長に行われた際、市長はどのような反応を示されましたか。

(会長) 当日は副会長、事務局と一緒に市長室に伺い、これまでの審議の経過報告を行いました。審議会としては慎重に審議を重ねた上、水道事業についてはかなり経営状況が厳しいため、ここで料金の見直しを行わないと将来的に大幅な改定をせざるを得ないこと、また値上げを行わない場合、ハード面で老朽化対策工事に対応できなくなる可能性があり、事故等のリスクが高くなるということを申し上げました。

下水道の方も厳しい経営環境にありますが、しばらくは内部で努力をしていただいて、今回は値上げを見送ってもよいのではないかと申し上げました。市長からは、養父市はもともと水道料金が高いので、さらにそこから料金を上げることに懸念が示されましたが、審議会の考え方については、概ね理解していただきました。下水道についても厳しいことはご承知のようで、事務局に対し、内部でもっと工夫をして経費節減に努めるよう指示をされました。結果的には、基本的に審議会でもとめた方向性を認めていただけたと思います。

(委員) 市長は料金を上げることを理解できると言いつつ、我々よりは少し慎重な感じではないでしょうか。値上げするというものを市政の責任者として気にされているのではないかと思います。

(会長) 我々も料金を上げることに對して前向きな気持ちであるかと言え、そうではないと思います。しかし、この厳しい状況の中でどうしていけばいいかについて客觀的に議論をした結果、料金の見直しをせざるを得ないという結論に至りました。市長も基本的には同様の認識ではないかと思います。もちろん市民生活への配慮は当然考えておられると思います。

(委員) 福祉世帯への負担軽減を図るための料金減免制度について、一般会計からの基準外繰入金を水道事業会計に入れた場合、高料金対策補助金に影響が出る恐れはないですか。

(事務局) 対象世帯が少ないので、ほぼ影響はないと思われます。

(会長) 中間報告の内容を説明し、ご確認いただきましたが、ご異論もないようですので、本日審議会で承認されたということで中間報告書を確定させていただいてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(事務局) 報告書の日付については、本日の審議会で承認をいただいたということで、本日付けでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) 中間報告書の市長への提出について、年度末で日程調整が難しいので、副会長と事務局に一任し、提出していただいでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

2. 水道料金改定に向けて

事務局から、「令和4年度養父市公営企業審議会資料（第5回）のうち、2.水道料金改定に向けて」及び「令和4年度養父市公営企業審議会資料 水道料金改定案」に基づき説明。

(事務局) ご審議をお願いしたいのは、今回の料金改定の基本となります年間必要額です。およそ6,500万円程度の料金の増額が必要であると考えております。この内容で問題ないでしょうか。

(委員) 収益的収支だけを考えればよろしいですか。

(会長) 今回の料金の見直しは、基本的にこの収益的収支を検討していただくことになります。

(会長) 他にはご意見はないようですので、令和6年度から15年度までの収支見通しの算定に基づき、今後10年間平均の収入不足額と思われる年間6,500万円の収入の確保という前提で料金改定の議論を進めてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(事務局) 料金体系ですが、現行と同じく基本料金と従量料金との二部料金制とさせていただきますと思います。その他に今までの審議会で皆様からいただいた意見を資料に記載しておりますので検討をお願いします。本日の資料の料金改定案につきましては確定したものではありません。たたき台としてご検討いただければと思います。

(会長) まず、養父市の場合、現行の第1段階(11 m³以上～20 m³)の従量料金は他の自治体と比較して若干高いです。そのため、各自治体の水道料金の比較によく使われる20 m³の使用料金は、養父市の場合、第1回審議会資料表5-4のように、近隣8市町の中では3番目に高いです。しかし、10 m³の使用料金(養父市の場合10 m³の基本水量を含む基本料金になる)は、近隣8市町の中では6番目になっており、むしろ少し安いほうになります。そのため、現行の基本料金に含まれる基本水量を見直し、適切な料金負担をお願いすることを検討する必要があるのではないかと思います。

(事務局) 養父市の場合、月の途中の開栓の場合、使用水量が基本水量の2分の1以下であれば基本料金が半額になります。もし基本水量を下げるとすれば、この扱いをどうするか検討する必要があります。

(委員) 値上がりによる行動変容は想定されているのでしょうか。料金改定の考え方、基本をしっかり持った上で検討していった方がいいと思います。水を大量に使う利用者に対して高くするのか安くするのか、不在利用者に対してインフラ維持管理分の負担を求めるのかなど様々な課題があります。

(会長) 日常生活に水は不可欠なものですので、一般市民の行動変容はさほど大きくないと思います。ただ事業を行っている大口使用者などは、水道料金があまり高くなると井戸を掘るなど、自己水を利用することにより水道料金の抑制を図る可能性があります。そうすると料金収入に影響が出てきます。一方、基本水量については、従来は公衆衛生上の観点から水道水の利用を普及させるために設定されたものです。ただ、近年は普及率が100%近くになり、基本水量の

上限まで使った人と使わなかった人との間に不公平感も生じています。現在、日本水道協会の料金算定要領では基本水量を付与しないことになっています。要するに、水道管の敷設、施設の維持管理には費用（固定費）が掛かっていますので、使用水量に関係なく一定の基本料金を負担していただくという考えです。

(副会長) 審議会資料3ページの「水道料金改定の内容」のところを押さえていく必要があると思います。シミュレーションでいろんな数字は出ますけれど、そこを押さえていかないときりがありません。

(委員) 使った人ほど安くなるといった考え方もあっていいのではないのでしょうか。

(会長) 養父市の現状は13mm口径の使用者が93%と一般家庭の割合が多いです。大口使用者は使用件数の割合でいうと、それほど多くありません。多くの自治体では、たくさんお水を使用すればするほど従量料金が高くなるという逡増制を採用している理由の1つは環境にも配慮し、節水を促すためです。それから、基本料金を上げるメリットは安定した収入が一定量確保できることです。逆にデメリットは、今後各自治体と比較すると基本料金が高いことが一目瞭然になることです。また、料金減免の施策をとるときによく基本料金分の減免を行います。減免の費用が大きくなることから減免政策を取りづらくなります。養父市は既に基本料金の割合が非常に高くなっています。

(委員) 事業者にとって水道料金は、利益を生むための事業経費ですから、量を抑制しながら利用するとは考えづらいです。また、事業者は、使用量も多く経済情勢の影響を直接受けております。電気料金なども上がってきている中、配慮いただければありがたいです。

(委員) 料金改定にあたり、料金を上げて必要金額が賄えないという最悪の事態は避けなければなりません。また、特定の層の負担増が大きいとすると理解していただけるような合理的な説明ができるものでなければ、負担増が大きい層からの同意は得られないと思います。この点に注意しながら料金を決める必要があると思います。

(委員) 今回の料金改定の方向性として、みんなで痛み分けをするのかどうか、そのあたりの大筋を決めてからシミュレーションする方が議論はスムーズに行くような気がします。

(会長) 次回、本日の議論を踏まえて、ご提示いただきました4案の修正・改善案も含めて、複数の料金シミュレーションを事務局から出していただいて、皆さんで継続審議していきたいと思っています。

4 閉会（副会長）

今回は前回（第4回）の継続審議ということで熱心にご審議いただきました。料金改定案は事務局と随分相談して今回皆様にお示しいたしましたが、詰めるところを詰めていなかったという点は反省しております。しかし数字を見てもわからないこともあり、あまり間口を狭めてしまえば方向性が定まってしまうという点をご理解いただきたいと思います。年度末のお忙しい時期にご参集いただきありがとうございました。